

防府市食生活改善推進員設置要綱

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、健やかほうふ21計画に基づく食生活改善事業の充実を図るため、食生活改善推進員（以下「推進員」という。）を設置し、もって地域住民の食生活の改善を中心とした健康づくり及び健康寿命延伸のための普及啓発活動（以下「地区組織活動」という。）を行うことを目的とする。

(推進員の役割)

第2条 推進員の役割は次のとおりとする。

- (1) 本市の健康づくり活動への協力、支援等に関すること。
- (2) 食育の推進に関すること。
- (3) その他食生活の改善推進に関すること。

(推進員の依頼)

第3条 市長は、地区組織活動の趣旨に賛同し、自らボランティア活動を行う意思がある者のうち、市が行う食生活改善推進員養成講座（以下「養成講座」という。）を修了することにより、推進員の活動にあたり必要な知識及び技術を修得した者に推進員を依頼する。ただし、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者については、当該知識及び技術を修得しているとみなし、養成講座を修了することを要しないものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、第4条各号の規定に違反したことが認められる者には、推進員を依頼しない。

3 市長は、推進員を依頼するときは、依頼状を交付する。

(遵守事項)

第4条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。養成講座の受講者も同様とする。

(1) 推進員又は養成講座の受講者（以下「推進員等」という。）としての活動上知り得た秘密を漏らさないこと。推進員等でなくなった後も同様とする。

(2) 身だしなみ（衣服、髪型、爪、アクセサリー等）は清潔を保ち、他人に不快感を与えないものであること。

(3) 関係者等に不快感や不利益を与えたり、地区組織活動を害したりする言動を行わないこと。

(4) 推進員の信用を傷つけるような、推進員たるにふさわしくない行為をしないこと。

(5) 研修会、養成講座において、受講の妨げとなる言動を行わないこと。

(6) 法令その他条例規則等に違反しないこと。

(7) 市職員の指示に従うこと。

（養成講座受講の中止）

第5条 市長は、養成講座の受講者が前条各号の規定に違反したときは、受講を中止させることができる。

（解任等）

第6条 市長は、推進員が第4条各号の規定に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、推進員の依頼を解除することができる。

(1) 辞退を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため、推進員としての活動に支障があると認められるとき。

(3) その他市長が推進員として必要な適性を欠くと認めたとき。

(活動の記録、報告)

第7条 推進員は、活動状況を推進員手帳に記録し、活動記録集計報告書にまとめて、活動を行った年度の末日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。